㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字知生一一七の一（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町上郷字朝間ケ嶽一一六の一（次の図に示す部分に限る。）、一一六の一〇、一一六の一九、一一六の二〇、日高町河江字ヒソ谷二〇、二〇の二、字菖蒲谷三一の一、三一の二、三一の七から三一の九まで、字浪谷三二、三三、日高町大岡字大柞八七、字場屋敷八九の二、字三ツ石ケ成ル九〇の一、出石町奥山字東床尾三二四の一、三二四の二、三二四の三、字茗荷谷三一二、三一三の一、三一三の二、三一四から三一六まで、三一七の一、三一七の二、三一八から三二二まで、三二三の一、三二三の二、三二五から三三八まで、三三九の一、三三九の二、三四〇から三五三まで、但東町後字枕木一の一、一の三、一の四、一の六、字枕木谷三四四、三四四の一、三四五から三五〇まで

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町上郷字朝間ケ嶽一一六の一（次の図に示す部分に限る。）、一一六の七、日高町万劫字古地畑五九の一（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字朝間ケ嶽一一六の一、一一六の七
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町天谷字アヤ谷二九の四から二九の一〇まで、二九の一二、二九の一三、二九の一六、二九の一八、二九の一九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県豊岡市但東町佐々木字深山八〇、八〇の一、八一の三、八一の五、八一の一七、八一の二六、八一の三〇、八二の一、八二の七、八二の八、八二の一四から八二の二〇まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　兵庫県丹波市氷上町清住字方須張一二一二の一、字十九ケ丸山一二一一の一、一二一一の二、一二一一の八、氷上町三方字船坂一二一五五の一、一二一五五の五から一二一五五の七まで、字龍ケ滝二一五六の二から二一五六の八まで、氷上町佐野字佐野奥一〇六七、一〇六八の一、一〇六八の二、字東山一〇六九、一〇七〇、一〇七一の一、氷上町井中字奥山二二四五の一から二二四五の四まで、字向山二二四三の一、二二四三の二、氷上町北油良字アイ山一〇四四の一、一〇四四の四、一〇四四の五、一〇四四六の一、一〇四四七、青垣町西芦田字小兵衛谷二〇四一の一、字桂ケ谷二〇四二の一、二〇四二の六、二〇四二の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字佐野奥一〇六七・一〇六八の一・一〇六八の二・字東山一〇六九・字アイ山一〇四四の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年一月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県みどり市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、みどり市（次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養